

**湯河原町技能労務職員等の給与等の  
見直しに向けた取組方針**

平成20年3月

湯河原町総務部庶務課

# 1 現状

## (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

(単位：歳、人、円)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	51.1	45	292,100	338,400	320,598	-	-	-	-
清掃業務員	49.6	18	303,400	379,772	341,772	廃棄物処 理業従業員	43.3	299,800	1.27
学校給食調理員	50.5	8	257,900	280,675	276,100	調理士	38.9	278,500	1.01
学校用務員	51.8	5	279,500	304,200	297,080	用務員	53.9	227,200	1.34
その他	53.5	14	301,750	331,143	327,371	-	-	-	-

「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16～18 年の 3 ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

## (2) 年齢別職員数(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(人)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
	全 体	-	-	3	2	2	5	10	7	16	-
清掃業務員	-	-	1	1	1	3	5	5	2	-	18
学校給食調理員	-	-	1	1	1	-	-	-	5	-	8
学校用務員	-	-	1	-	-	-	1	-	3	-	5
その他	-	-	-	-	-	2	4	2	6	-	14

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(二)を適用しています。

#### イ 手当

対象となる手当には、扶養手当、地域手当(平成22年3月で終了)・特殊勤務手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末及び勤勉手当を該当者に支給しています。

#### ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職における職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県及び近隣市町における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度となるよう、また、退職者不補充や民間委託を活用する中で職員数についても検討します。

## 3 具体的な取組内容

(1) 平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造改革を実施し、技能労務職に適用する給料表を引き下げましたが、国の給料表が改定された場合は同様の見直しを行います。

なお、平成22年4月以降は現在支給されている地域手当を不支給とします。

(2) 昇給のあり方については、技能労務職を含め、全職種を対象とした人事評価制度の導入を図り、評価に応じた昇給制度の確立に努めます。

## 4 その他

(1) 職員数(保育士・消防職等の専門職を除く。)においては、一般事務職を含め平成23年度までに現在の職員数の10%を削減します。

(2) 清掃業務については、一部地域において民間委託を行っており、他の業務を含めた民間委託の拡充について、今後検討を行います。